

指定基金の判定、健全化計画についての 通知改正(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
内容		法令通知	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記につき通知¹が改正されましたのでご案内致します。

- 改正の内容は意見募集時にご案内した内容²から変更ありません。
2、3頁(「今回確定」部分)
- 主な変更内容は以下の通りです。
指定基金の判定ルールの変更
健全化計画提出期限の変更
健全化計画の最低責任準備金付利率の緩和
解散準備基金の取扱いの変更
- また、行政確認事項については前回ニュース([No.224](#))にて
ご案内済みですが、あわせて再掲致します。
2～6頁(「前回ニュースの再掲」部分)

1 「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」平成17年8月9日年発第0809001号

2 [年金ニュースNo.218](#)

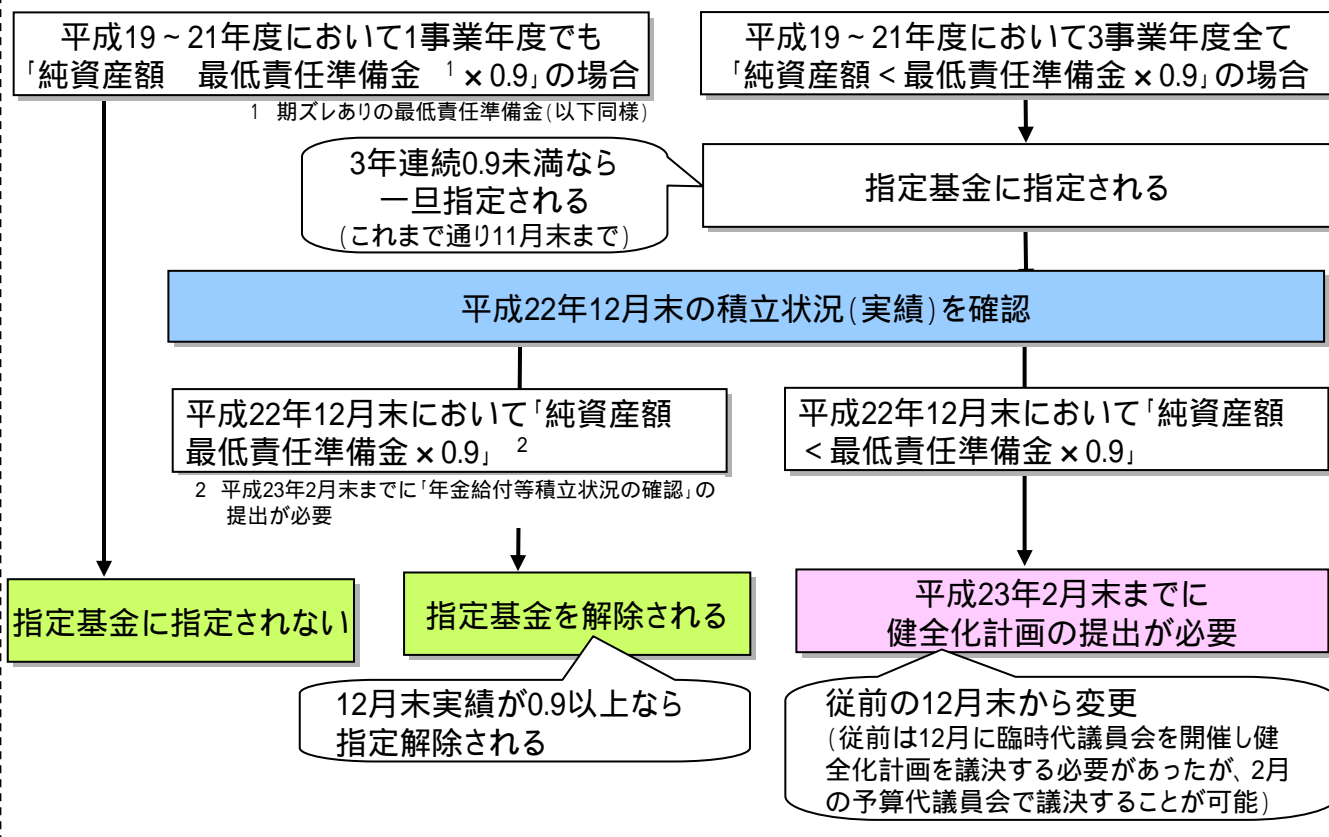
☞ 詳細は次頁以降をご参照

1. 指定基金の判定ルール・健全化計画の提出期限の変更

- ✓ 3年連続で純資産額が最低責任準備金の0.9を下回った場合は一旦指定基金に指定される。
- ✓ 従前は指定年度末(例:平成23年3月末)の積立状況の見込みにより指定基金かどうかを判定するルールであったが、12月末の実績により判定(指定解除)するルールに変更。
- ✓ 指定基金に指定された場合、翌年2月末までの提出に変更。
- ✓ 解散準備基金も指定基金のルールを免れない。

変更後の判定ルール

(平成22年度に指定される場合の例)



< 前回ニュースの再掲 >

既に指定されている基金の取り扱い	回答
既に指定基金に指定され、健全化計画を提出している指定基金が、12月末時点で最低責任準備金の9割を純資産額が上回ったとしても、指定の解除は行われぬという認識でよいが。 (12月末時点の積立状況によって指定解除される取扱いは、指定年度のみであることを念のために確認させていただくもの。)	ご指摘の通り、12月末時点の解除は指定年度のみです。

既に指定基金に指定されている場合は、12月末時点で指定解除される訳ではありません。
既指定基金は3月末時点で積立比率0.9以上の場合に指定解除されます。

2. 健全化計画の最低責任準備金付利率の緩和

✓ 健全化計画上の最低責任準備金の付利率が緩和される。

【変更前】

「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」

【変更後】

「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」または
「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」のいずれか

変更前

< 平成21年厚年本体の財政検証における運用利回り前提によるMinV付利率 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.54 ¹	1.8	1.9	2.0	2.2

¹ ニュースNo.222ご参照

変更後

< 平成21年厚年本体の財政検証における運用利回り前提によるMinV付利率 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.54 ¹	1.8	1.9	2.0	2.2

OR

< 厚年本体の直近5年の運用実績の平均値によるMinV付利率 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.54 ¹	1.42			

健全化計画で1.42%¹の最低責任準備金付利率が使用可能となる。(但し計画期間中は同じ推計方法を継続する必要あり。)

< 前回ニュースの再掲 >

健全化計画の最低責任準備金付利率の取り扱い	回答
健全化計画の「計画期間中は同じ推計方法を継続する必要があります」との趣旨は、健全化計画策定時に最低責任準備金の予測に用いる利回りを「直近の過去5事業年度の実績の平均」と「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれかを選択した場合、翌年度以後の年次報告においても選択した方法を継続して用いなければならない(計画期間中は変更不可)という理解で良いか。	その通りです。

健全化計画においては、健全化計画策定の翌年度以降の年次報告で最低責任準備金付利率の前提を変更することはできません。

「直近の過去5事業年度の実績の平均」を用いる場合、将来厚年本体利回りが上昇した場合でも前提を変更できない点に留意が必要です(回復計画はいずれか低い率を用いることが可能詳細は次頁参照)。

3. 回復計画の取扱いの明確化 (前回ニュースの再掲)

(財政運営基準第4四(2))

- ✓ 指定基金が回復計画を策定する場合、健全化計画と同じ前提を用いる必要があるとされているが、資産評価方法は当該前提に含まれない。
健全化計画は時価評価で策定するが、回復計画は数理的評価でもよい(数理的評価を採用している場合)。

健全化計画と回復計画の関係	回答
資産評価方法は回復計画と健全化計画で揃える必要はないという理解で良いか。	その通りです。
最低責任準備金付利率の前提は、回復計画と健全化計画で揃える必要はないという理解で良いか。	その通りです。

揃えなければならない前提とは脱退率や掛金率等ということです。

< 最低責任準備金付利率の取扱い >

最低責任準備金付利率	策定時	翌年度以後	
		年次報告(健全化計画)/ 継続実施(回復計画)	再策定
健全化計画	<ul style="list-style-type: none"> 「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」または「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」のいずれか 計画中の各年度の付利率はいずれかの方法で統一要 	変更不可	? ¹
回復計画	<ul style="list-style-type: none"> 「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」または「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」を下回らない率 計画中の各年度の付利率は統一しないことも可能 	変更可	変更可 ²

1 再策定は厚生労働大臣の求めにより以下の場合に行う。取扱いについては今後照会予定。

健全化計画の再策定が必要な(厚生労働大臣が変更を求める)ケース

健全化計画書における前提が著しく異なるに至った場合、またはその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合

健全化計画に基づく措置を講ずることが困難な状況が生じた場合

設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合

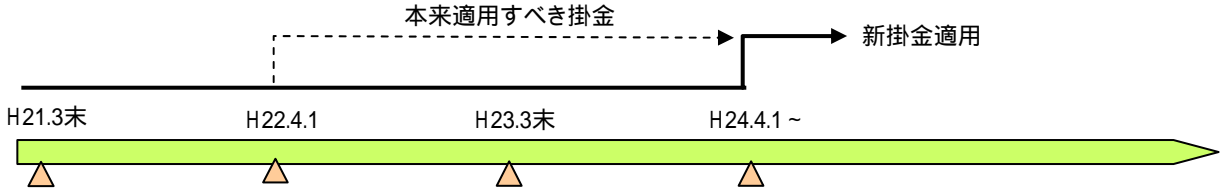
その他、厚生労働大臣が必要と認める場合

2 策定した回復計画の継続実施では回復しない場合に再策定する(行政指示を待たずに再策定を行う)。

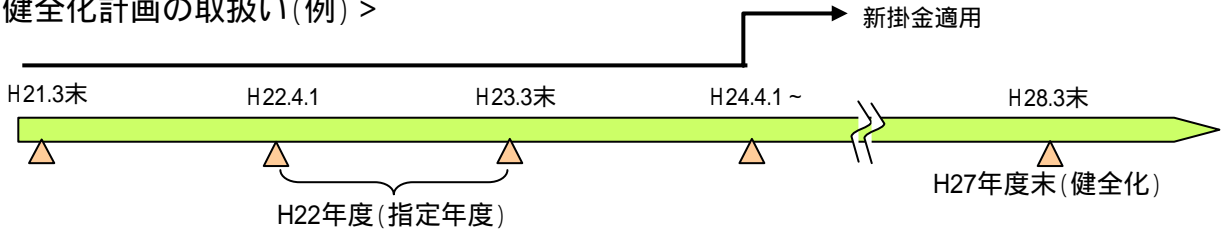
4. 掛金猶予先の取扱いの明確化 (前回ニュースの再掲)

- ✓ 掛金引上げを猶予している基金が指定基金に指定された場合は、平成24年3月までは掛金引上げを猶予し平成24年4月以降に掛金を引上げる前提で健全化計画を策定することも可能。
- ✓ 上記の場合、平成24年4月以降の掛金を規約に定める必要はない。

< 掛金猶予の取扱い(例) >



< 健全化計画の取扱い(例) >



掛金猶予先の健全化計画の取扱い	回答
<p>掛金の引上げ猶予を適用している基金が指定基金に指定され健全化計画を策定する場合、健全化計画の前提に用いる平成24年4月以降の掛金は、以下の通りでよいが。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準掛金を引上げ猶予している場合・・・現行の数理上掛金に基づいた掛金 ✓ 特別掛金を引上げ猶予している場合・・・健全化計画の要件を満たすのに必要な範囲で上げた掛金 	その通りです。

掛金引上げ猶予明けの掛金の算定基準日は平成23年3月末(詳細は[ニュースNo.213](#)ご参照)であり、健全化計画策定時において実際に適用される掛金率が判明していないため、上記の取扱いとなります。

長期運営計画と健全化計画の関係	回答
掛金引上げ猶予を行う基金が指定基金に指定された場合、長期運営計画と健全化計画は各々提出する必要があるが、長期運営計画と健全化計画の前提(運用利回り等)について、必ずしも平仄をとる必要はないとの理解でよいが。	その通りです。

5. その他の確認事項 (前回ニュースの再掲)

健全化計画の再策定について	回答
健全化計画を再策定する必要がある場合、最終年度は当初の計画における最終年度、あるいは、再策定年度の5事業年度後のいずれと考 えればよいか。	最終年度は「当初の計 画における最終年度」 としてください。

回復計画と違い、最終年度を延長することはできません。

健全化計画の記載期間について	回答
健全化計画の「1. 財政に関する事項」、「2. 業務に関する事項」につい ては、設立時から直近の決算まですべて記載することとなっている。 一方、毎事業年度の決算に関する書類の保存年限は10年となっている。 よって、これらの事項については、過去10年度分を記載するものと見直 していただきたい。	保存年限が過ぎてしま い10年以前の書類を 破棄している場合は、 10年分の記載をしてく ださい。

指定基金名の公表について	回答
過去に指定基金に指定された基金名が新聞等に公表される事例が あったが、マスコミの影響により事業所脱退が増加する等、基金運営に 大きな支障となることから、公表については慎重に対応されたい。	公表については検討 中です。

以上